

文部科学省の見解のポイント

—財政制度等審議会 財政制度分科会(令和6年11月11日)資料(義務教育関係)に関して—



文部科学省

文部科学省の見解のポイント

1

平成28年以降、令和元年の給特法改正による「上限指針」の策定や教職員定数の改善等に加え、学校や教育委員会の努力もあり、教師の時間外在校等時間は約3割縮減した。

2

教育を行うのは「人」であり、教職員定数等の充実のための財政措置が不可欠。教職員定数等の充実をすることなく、単に学校現場の業務縮減の努力のみをもって学校における働き方改革を進めようとする提案は、学校現場への支援が欠如。

3

学校における働き方改革加速化のインセンティブとしては、自治体ごとの在校等時間の公表を制度化するなど、長時間勤務を縮減するメカニズムの構築を行う。

一方で、いじめや暴力行為への対応をはじめ対応しなければならない課題が多く発生し、時間外在校等時間の縮減が容易ではない地域や学校も存在するにもかかわらず、教職員定数の改善等の支援も行わず、勤務時間の縮減を給与改善の条件とする提案は、必要な教育活動を実施することがためられ、子供たちに必要な教育指導が行われなくなるなど、学校教育の質の低下につながる。

4

仮に残業代を支給する仕組みに移行すれば、勤務時間外の業務に逐一管理職の承認が必要になるなど、教師の裁量が著しく低下し、創意工夫を発揮しにくくなる。

5

残業代支給の国庫負担に上限を設けることは、自治体に負担を転嫁するもの。義務教育に対する国の責任を果たせず、自治体の財政力の差によって教育活動の量に差生まれ、教育格差が生じる。

財政審資料のポイント

- ① 時間外在校等時間は減少していない
- ② 教職調整額を10%を目指して段階的に引き上げる
- ③ その際、時間外在校等時間が一定の水準を下回ることを条件とし、働き方改革のインセンティブとする。
※ 教職員定数の改善等については、一切示されていない。
- ④ 10%に達する際に、教職調整額を廃止して、所定外の勤務時間に見合う手当を支給する仕組みに移行する
※ 国庫負担は月20時間を上限とする。

※令和4年度勤務実態調査における時間外在校等時間(月当たり推計): 小学校約41時間、中学校約58時間